

～ 重度心身障がい者・ひとり親家庭のマル福の受給者証をお持ちの方へ～

## 新しいマル福の受給者証を6月下旬に郵送します

重度心身障がい者・父子家庭の父子・母子家庭の母子としてマル福制度の対象となっている方の受給者証は、原則毎年6月末日で更新となります。新しい受給者証を6月下旬に郵送しますので、現在ご使用の受給者証は、有効期限経過後に各自で責任をもって処分してください。

ただし、下記に該当する方については更新の手続きが必要になります。更新手続きのご案内を6月中旬に送付しますので、記載内容をご確認のうえ、役場国保年金課までお越しください。

### 窓口で更新手続きが必要な方は？

▶ 令和5年1月1日時点で、美浦村に本人もしくは扶養義務者の住民登録がない方  
市区町村が発行する証明書で令和4年分の所得額・控除額内訳・扶養控除人数の記載があるもの(令和5年度の所得等証明書、課税証明書等)をご準備ください。

▶ 本人もしくは扶養義務者の令和4年中の所得の申告がお済みでない方

※この他、必要に応じて窓口にお越しいただく場合があります。



■ 問合せ 役場国保年金課 ☎029-885-0340 (内) 116

新たな生活を始める新婚夫婦への支援として、住居費や引っ越し費用の一部を補助します

## 令和5年度美浦村結婚新生活支援事業

### ◎ 主な要件は？

- ・ 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に、婚姻届を提出し受理されている
  - ・ 美浦村に居住又は、転入・転居の届出をしている
  - ・ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である
  - ・ 夫婦の所得額の合計が500万円未満である
- ※ 貸与型奨学金を返済している場合は、所得から返済額控除できます。

### ◎ 助成上限額は？

- ・ 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合は **上限60万円**
- ・ 上記以外の場合は **上限30万円**

### ▶ 申請方法

必要書類を揃えて、申請期間内に役場総務課にご提出してください。

※ 詳細については個別に説明しますので、村ホームページをご覧ください。役場総務課にお問合わせください。

### ◎ 対象経費となる経費は？

- ・ 新規に美浦村内に住宅を取得した際の費用
  - ・ 新規に美浦村内の住宅を賃借する際に要した費用(賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料)
- ※ ただし、勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該手当分を除きます。
- ・ 婚姻に伴う引っ越しに要した費用
  - ・ リフォーム費用



▼ 美浦村HP



■ 問合せ・申請先 役場総務課 ☎029-885-0340 (内) 204・205

(広告欄)

 **筑波銀行 美浦支店**  
Tsukuba Bank

 **常陽銀行 美浦支店**

広報みほに広告を掲載しませんか？

## 広告募集中



◇ 問合せ 総務課 ☎029-885-0340 (内) 205